

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

I 次世代法 一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和5年6月1日～令和7年5月31日までの2年間
2. 内容

目標1: 育児休業等の制度についてのポータルサイトの掲載内容をブラッシュアップし、従業員に対して制度の周知を図る。

<対策>

- 令和5年6月～ パパママによる交流Slackを活用し、従業員にとって有益な情報の収集
- 令和5年7月～ 社員へのヒアリング
- 令和6年度～ 情報収集に基づき、ポータルサイトのブラッシュアップを行う

II 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和5年6月1日～令和7年5月31日までの2年間
2. 内容

目標1: 男女とも平均勤続年数を8年以上とする

<対策>

- 令和5年6月～ フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制に関する課題点についてヒアリング
実施実施
- 令和5年11月～ ヒアリングに基づいて、対応策を検討
- 令和6年5月～ 対応策を試験的に運用
- 令和6年11月～ 試験運用を基に正式に制度化するか検討

III 女性活躍に関する情報公表 令和5年5月現在

平均勤続年数(全従業員)

男性: 6年7月

女性: 7年2月